

身体拘束等適正化のための指針

株式会社楽園

1. 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束は入居者または利用者の生活の自由を制限することであり、入居者または利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、入居者または利用者の尊厳と主体性を尊重し拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

入居者または利用者等個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則です。しかしながら、以下の三要件の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 : 入居者または利用者本人及び他の入居者の生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
 - ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
 - ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- ※身体拘束を行う場合は上記三要件を満たすことが必要である

身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為

- (1) 徘徊しないよう車椅子やベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないようベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないよう、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
- (6) 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないよう Y 字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐため、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

2. 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 身体的拘束適正化委員会（指定基準省令 183 条の規定に基づく身体拘束適正化のための対策を検討する委員会）を設置し、3 ヶ月に 1 回以上開催します
- (2) 身体的拘束等適正化検討委員会は、以下の委員で構成します
 - ・施設長
 - ・生活相談員
 - ・サービス提供責任者
 - ・看護師代表
 - ・その他施設長が必要と認める者
- (3) 身体的拘束等適正化検討委員会は、以下の項目を検討・決定します
 - ・施設内での身体的拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ・身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
 - ・身体的拘束を実施した場合の会場の検討
 - ・身体的拘束に関する職員全体への指導

3. 身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わるすべての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育研修を行います

- (1) 定期的な教育研修の実施（年 2 回以上）
- (2) 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育研修の実施（和歌山県が開催する研修会などへの参加）

4. 身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）

本人又は他の入居者及び利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、①切迫性②非代替性③一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。

併せて主治医や協力医と情報を共有し、受診や入院等の指示があればその指示に従う。

また、当該入居者及び利用者の家族等と連絡を取り

身体的拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。

上記三要件を満たし、かつ医療機関や家族等による対策が困難な場合は拘束による入居者の心身の弊害や高速度を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体的拘束を行う判断を「拘束の方法」「場所」「時間帯」

「機関」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う

(2) 入居者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容、理由、拘束時間または時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束が必要とする場合については、事前に家族と締結した内容と方向性、入居者及び利用者の状態など確認説明し、同意を得たうえで実施する

(3) 記録

専用の様式を用いて、その様態及び時間、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知する。なお、身体的拘束検討・実施に係る記録は5年間保存する。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、入居者及び利用者また、家族等に報告する

5. 身体的拘束等適正化に向けた各職種の責務及び役割

身体的拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します

6. その他の身体的拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に係る職員全体で以下の点に十分議論して共通認識をもつ必要があります。

- ・認知症高齢者であるということや、高齢者は転倒しやすく転倒すれば大けがをす
るといふ先入観で安易に身体的拘束をしていないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束を必要と判断
しているか（別的手段や対策はないか）

7. 指針の閲覧

当施設の身体的拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも入居者及び利用者また、家族等が自由に閲覧できるよう、ホームページにて掲載します

附則 この指針は令和7年2月1日より施行する。